

第4日 (平成12月12日 午後3時22分開議)

●一般質問 (答弁)

斉藤守議員 (福祉サービス部長・学校教育部長、市長)

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 先番議員が質問されていたひまわり110番について、ちょうど平成9年当時その責任者をやっていた者としてお伝えしたいこともございますけれども、私の持ち時間は非常に短いものですから、時間がなくなってしまいますので、通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。ご質問いただいたことを感謝します。

今回は時間が短いので、1つの問題に絞ってお聞きしたいと考えております。

さて、前議会の議会中だったんですけれども、オリンピック、やわらちゃんの悲願の金メダルに始まり、最後は高橋尚子選手の優勝と大変感動いたしました。オリンピックが終わって、マラソンの感動が冷めやらないうちに、もっと感動させていただいたのがもう1つのオリンピック、パラリンピックでした。生まれながらの障害で腰から下が機能を果たさず、腕だけで入場行進をしていた選手に始まり、水泳で5つの金メダルと銀メダル1つを取った成田選手や、さまざまな障害を乗り越えて100メートルを走る各国の選手など、私よりもずっと速い記録を出していました。あの選手の人たちが乗り越えてきた壁の大きさを感じながらテレビを見ていて、選手自身の心の中にある障害の壁を乗り越えた精神力の強さと、それを周りで支えた人たちの小出監督にもまさる愛情の強さを感じ、私自身のぶつかる壁やハードルなど小さいものなんだなというふうに思い、勇気をいただいた次第です。

そんなころなんですけれども、知り合いから、船橋では障害があると保育園に入れないのというふうに聞かれました。そんなはずはないと思って、全市立保育園で障害児を受け入れるようになったはずだというふうに思い、よくよく話を聞いてみますと、それは私に言った人の近所のお子さんの話だったんですけれども、仮にAさんというふうにしておきます。

Aさんの子は3つ子でした。第1子は子宮内で死亡、その1週間後に2子と3子が生まれましたが、2人とも脳室周囲白質軟化症、いわゆる脳性麻痺だったそうです。子供が入院中の生後1カ月からリハビリを始め、1歳8カ月から市の東簡易マザーズホームに通い、リハビリの成果でお姉ちゃんは自立歩行ができるようになり、昨年8月から市の保育園に通うようになりました。この子は保育園に行くようになってから3日目でおむつが取れたそうです。また、歩行や食事の仕方についても、あるいは会話などについても著しく成長したそうです。

しかし、妹は自立歩行がまだ十分でないため、保育園での受け入れがしてもらえず、マザーズに現在も通っています。月に1回1時間ほど交流教室で保育園に行き、健常児と接触する

ただそうです。

子供が5歳になって、今のお母さんの悩みは、マザーズでは母子通園が条件なので、ひとときも母子、親子が離れることができず、またマザーズ内では子供同士の会話がなかったので精神的刺激がなく、お姉ちゃんと比べて自立に大きな支障を来しているということです。もちろん年少クラスのときは、親として子供の障害を受け入れ、子供と一緒に生きていく心構えができた点で、マザーズの存在は私にとって大変大きかったというふうに言っておられました。

また、出産からその後も通院している女子医大のお医者さんもりハビリの先生も、ぜひ健常児との集団生活が必要で、保育園や幼稚園には周りの子供たちがどのような生活をしているか直接見る、あるいはどのような遊びをしているかを直接見るができる機会であり、そのことが、自分もやりたいという意欲や精神面での発達につながることができ、さらには運動機能の発達にも大きな影響があると言われているそうです。そして、お母さんは船橋市内の幼稚園全部にお願いしたけれども、どこも受け入れてもらえず、近隣の市もだめだったそうです。どうしていいか途方に暮れていたということでした。

そこで、質問させていただきます。

船橋市は平成11年度から統合保育を掲げ、その手引き書の中で統合保育の目指すものを次のように説明しています。統合保育とは、障害を持つ子供と持たない子供と一緒に保育を受けることを言います。人間は、その人種、国籍、出身地、性別、障害の有無を問わず、生まれながらにしてすべて平等に生き、まただれもが幸福を追求するとともに享受できる権利を有しています。

差別は、人間がつくり出したものであり、元来存在するものではないのです。北欧のデンマークやスウェーデンでノーマライゼーション（正常化）の理念が生まれましたが、その語源であるノーマライズとは、障害児の生活様式をできるだけ一般水準に近づけていこうとするものであり、それが正常な状態をつくるものです。心身に障害を持つ人がいることは事実であり、社会の中でごく自然に、また当然のこととして受け入れられなければならないことです。

保育園においては、障害児を障害を持たない子供たちのクラスの中で、健常児の保育に合わせた保育をするのではなく、障害の有無にかかわらず1人1人の子供のニーズに沿った保育をすることが必要ですと、これは保育関係の教職員に指導する資料の中でうたっております。

また、船橋市基本構想においても、将来都市像として、いたわりと支え合いの心に満ちた町を目指しておられます。もちろん理念どおりに最初から100点の施策ができるわけではなく、そのことは私も承知しております。11年度に統合保育が始まり、12年度からは全市立保育園に広げ、基準を見直ししておられ、一歩ずつ前進していることは大変評価しております。

しかしながら、心身に障害などをお持ちのお子様の保育園入所についてという案内のチ

ラシなんですけれども、この中に、入所できるのはとして、保育に欠ける、心身の障害などが比較的軽いお子様ですというふうになっております。現状では、先ほど言ったAさんの子供や車いすの子供などは無理のようです。Aさんの気持ちは、理事者の皆様も十分過ぎるほどご理解いただけると思います。ぜひ13年度からはこうした親御さんの願いがかなえられるよう、行政もまた一步前進していただければと思います。ご所見をお聞かせください。

また、先日文部省は小中学校の統合教育について、準備のできたところから進めてよろしいというような発表をしていたように思うんですが、準備はしなければいつまでたってもできないわけで、教育委員会からもこの辺についてご所見をお聞かせいただければと思います。

以上です。

#### [福祉サービス部長登壇]

●福祉サービス部長（海老根幸男） 重度の障害をお持ちの児童の保育園への入所に関するご質問でございますが、本市の障害児保育につきましては、その児童が集団保育に適しているか否かにつきまして、保育園でおおむね5日程度の観察保育を実施いたします。その結果を小児科医、心理判定士、理学療法士、言語聴覚士、保育園長から成る障害児保育審議会に諮りまして、その答申を得て入所の適否の判断をしてきたところでございます。

現在の取り扱いでは、障害をお持ちの児童がかなりの部分介助が必要となる場合は、集団保育ではなく、個別保育との考え方のもとに入所を認めない取り扱いをしておりました。しかしながら、ご質問の重度の障害をお持ちの児童の保育につきましては、その必要性を十分認識しておりますので、保育に欠ける要件がある重度の障害をお持ちの児童の入所につきましては、保育に対するいろいろの条件を具体的に検討する必要があります。

なお、現段階では入所に当たってすべての公立保育園で実施をすることには大変無理がありますが、施設等の物的側面や人的側面、さらには保育技術の面などさまざまな角度から研究する必要があります。そこで、今後予想される問題を早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### [学校教育部長登壇]

●学校教育部長（皆川征夫） 障害児に対する学校の対応についてのご質問にお答えいたします。

本市では、障害児の就学に当たりましては、就学指導委員会の答申をもとに、その適正化に努めているところでございますが、通常の学級に在籍することになった肢体不自由の児童生徒につきましては、障害の状況に応じた対応をしております。車いすを使用している場合を例にとりますと、段差の解消のためにスロープを設ける、階段やトイレに手すりをつ

ける、洋式便器を取り付ける、水道の蛇口を扱いやすいものにかえる等の施設設備の改修をしております。また、学校の求めがあれば、車いす階段昇降機を貸し出しております。

教育委員会といたしましては、今後も障害を持つ児童生徒が安全に学校生活を送れるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。（「幼児教育は……」と呼ぶ者あり）

[斉藤守議員登壇。「働けないお母さんはどうするの」「岩井さんが質問しているんじゃないんだよ」と呼ぶ者あり]

●斉藤守議員 各会派の方が興味を持っていただけることを非常に感謝を申し上げます。

第2問に入らせていただきます。福祉部長から、重度の障害児の保育園への入園について早急に検討するというお答えをいただき、大変うれしく思っているわけですが、11月15日には交通バリアフリー法が施行され、今後、市としては基本構想を作成していかれたりするわけでしょうけれども、この問題よりももっと大事な問題は、私たちの心のバリアフリーのことだと思えます。

先日、先ほど話したAさんにお話を聞いたところ、交流教室で月に1度行く保育園で、同じクラスの子供と一緒に遊ぼうと言って、2人の子供が手を引いてくれたところ、大人との訓練では依存心が強く、なかなかうまくできなかつたけれども、不安定ながらも頑張って歩行したそうです。このことを見ても、本人にとっては1日も早い統合保育が期待されるわけですが、それ以上に私が感動したのは、健常の子供たちが何のてらいもなく障害児を受けれているということを感じたからです。

私たちは子供のころから障害を持った方と日常的に生活をともにしたことがないものですから、気持ちでは同じ人間として気楽に話そうと思っても、つい身構えてしまったり、あるいはまたどうかかわってよいのかわからないということがございます。そういう意味で、船橋市が目指すいたわりと支え合いの心に満ちた町、ノーマライゼーションの社会が本当の意味でできるのは、統合保育が始まってこの子供たちが成長し、社会人になる20年後になってしまうのだらうと思えます。ですから、1日でも早くというのが私の願いです。

建物の改修あるいは介助者のことなど、お金がかかることは十分承知しております。何としてもこの子供たちが来年の4月から――5月でも6月でも、やはり途中から入るのではだめで、4月から受け入れていただけるよう市長のご見解と、それからご決断をお聞かせいただければと思います。

また、障害者の教育の問題、保育園ではカバーできない幼稚園や、あるいは小学校のことなどは、時間の関係もございまして原稿にできませんでした。次回にはこの問題を私自身も研究し、いろいろ討論してまいりたいと思えます。ぜひ教育委員会の皆様もご研究いただければと思います。要望としておきます。

以上です。（「施設だけ改修してもだめなんだよね、人をつけないと」と呼ぶ者あり）

[市長登壇]

●市長（藤代孝七） 齊藤守議員の再質問にお答えをいたします。

障害を持つ児童と持たない児童がともに保育を受けることで、お互いに理解し合うことにより、障害児を社会の中でごく自然に、また当然のこととして受け入れていくことを幼児期から実践する統合保育は極めて重要なことと考えております。重度の障害をお持ちの児童も、集団の中に入ることで社会性の獲得や成長、発達が促進されることは確かなこととございます。障害をお持ちの児童によっては、保育園への入所よりも医療行為やリハビリ訓練などを行うことが、その児童の発達にとっては適している場合もございますので、当該児童の利益を念頭に置きつつ、入所に当たってはこれらの点を十分に見きわめて判断する必要がございます。

そこで、重度の障害をお持ちの児童すべてを対象とすることには限界がありますが、重度の障害をお持ちの児童で保育園の入所が適している児童の保育の実施については、早急にさまざまな角度から具体的に研究することといたしまして、平成13年4月からの保育園の入所を目指しまして、そのように考えてまいりたいと思います。

[齊藤守議員登壇]

●齊藤守議員 市長から、来年の4月から先ほど話をしたAさんのような子が保育園に入れると——。そのことによって、もちろん子供を持つ親たちはどれだけ喜ぶんだろうなというふうに思います。と同時に、我々健常者にとって——健常者と障害者と分けるのは変なんですけれども、健常の子供を持つ親にとっても（予定時間終了5分前の合図）、障害児と触れ合っている相手の気持ちがわかったり、相手の特質、それから個性がわかることによって、どう接していけばいいのかとか、本当に優しい人間になれるんじゃないかなと思います。もちろんこれをやっていくためには、いろんな障害が、今度は行政の側に障害があるのかもしれないかもしれませんが、ぜひこうして掲げた市の理念ですので、成功に持って行っていただきたいというふうに思っております。

以上で第3問を終わります。ありがとうございました。